

中間市告示第60号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定める。

1 規制地域

中間市全域

2 規制基準

イ 法第4条第2項第1号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である気体の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

臭気指数1.2

ロ 法第4条第2項第2号の規定に基づく事業場の気体排出施設から排出される悪臭原因物である気体の当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数

ハ 法第4条第2項第3号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である水の当該事業場の敷地外における規制基準

規則第6条の3に定める方法により算出して得た排出水の臭気指数

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男